

温泉法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（温泉の成分等の揭示） 第六条 法第十四条第一項の規定による揭示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 源泉名 二 温泉の泉質 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 四 温泉の成分 五 温泉の成分の分析年月日 六 登録分析機関の名称及び登録番号 七 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 八 温泉を加熱して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 九 温泉を循環させ、公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由 十 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 十一 浴用又は飲用の禁忌症 十二 浴用又は飲用の方法及び注意</p>
<p>現行</p>	<p>（温泉の成分等の揭示） 第六条 法第十四条第一項の規定による揭示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一 源泉名 二 温泉の泉質 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 四 温泉の成分 五 温泉の成分の分析年月日 六 登録分析機関の名称及び登録番号</p> <p>七 浴用又は飲用の禁忌症 八 浴用又は飲用の方法及び注意</p>

参考資料 2

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の公布の際現に法第十四条第一項の規定に基づく掲示をしている者又は同項の規定に基づく掲示をしようとする者は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の温泉法施行規則第六条各号に掲げる事項を法第十四条第三項の規定に基づき、都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区の長を含む。）に届け出ることができる。

3 この省令の施行前に前項の規定によりされた届出は、この省令の施行の日において法第十四条第三項の規定によりされた届出とみなす。